

公告第 800 号  
令和 7 年 9 月 16 日

鈴与健康保険組合  
理事長 太田 和彦

## 公 告

鈴与健康保険組合同規約の一部を下記のとおり変更する。

### 記

規約第 4 条 別表中の

「株式会社鈴与カーゴサービス富士	静岡県静岡市清水区」
「株式会社鈴与カーゴサービス名古屋	静岡県静岡市清水区」
「株式会社鈴与カーゴサービス九州	静岡県静岡市清水区」
「株式会社鈴与カーゴサービス東北	静岡県静岡市清水区」
「株式会社鈴与カーゴサービス焼津	静岡県静岡市清水区」

上記 5 事業所を削除する。

以上

(施行期日)

この規約変更は、令和 7 年 9 月 1 日に遡り適用する。